

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年6月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600993号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700123号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年7月27日の標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成17年7月27日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

なお、平成17年7月27日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額14万7,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月

請求期間において、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された請求期間に係る賞与支払明細書及び平成17年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る賞与の支給日については、請求者が保管する賞与支払明細書に押された日付入りの社長印及び同僚の回答により、平成17年7月27日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、請求期間当時の代表取締役の一人は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者から提出された請求期間に係る賞与支払明細書及び同僚の回答によると、平成17年7月27日に標準賞与額15万円に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA社における平成17年7月27日の標準賞与額を15万円にすることが必要である。

なお、平成17年7月27日の訂正後の標準賞与額15万円（上記1の訂正後の標準賞与額14万7,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700035号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700122号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年7月13日は4万2,000円、同年12月14日は4万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月14日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与の年金記録がない。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、請求者に係る「流動性預金取引明細表」、複数の同僚に係る「寸志個人別一覧照会」及び同僚の「寸志明細書」により、請求者は請求期間において、賞与の支給を受け、請求期間①は4万2,000円、請求期間②は4万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700001号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700124号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月30日から同年5月1日まで

私はA社が経営するB事業所にキャディとして勤務し、平成5年4月30日に退職した。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が退職日と同日と記録されているが、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社における離職年月日は平成5年4月29日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(離職日の翌日)と符合していることが確認できる。

また、請求者と同種の業務に従事していた同僚は、請求者と一緒に勤務したことは覚えているが請求者の退職日については覚えていないと陳述している上、B事業所を現在経営しているC社の労務管理課の担当者及びB事業所の管理事務所に勤務している職員は、請求期間当時の人事記録等の資料はない旨の陳述をしており、請求者が請求期間において継続して勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、請求期間当時の代表取締役2名のうち1名は既に死亡しており、ほかの1名は連絡先が不明のため照会を行うことができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。